

## ○事件議決案

	件名	概要
1	特定事業契約締結の件（大阪府立高等学校空調設備更新事業）	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、大阪府立高等学校空調設備更新PFI事業契約を行うため、議決を求めるもの。</p> <p>契約金額 154億8,255万7,038円に金利変動率、物価変動率等により調整した増減額を加算した額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額</p> <p>契約の相手方 大阪スクールアメニティサービス株式会社</p>

## ○条例案

	件名	概要
1	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校 17人 → 22人</li> <li>・高等学校 9,525人 → 9,271人</li> <li>・特別支援学校 5,507人 → 5,463人</li> </ul> <p>施行日：平成31年4月1日</p> <p>2 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づき、大阪府立枚方なぎさ高等学校の学科を改編するため規定の整備を行う。</p> <p>施行日：平成31年4月1日</p> <p>3 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づき、大阪府立勝山高等学校を閉校する。</p> <p>施行日：規則で定める日</p>

2	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>政令市を除く市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 10, 104人 → 10, 093人</li> <li>・ 高等学校 24人 → 23人</li> <li>・ 特別支援学校 15人 → 0人</li> </ul> <p>施行日：平成31年4月1日</p>
3	大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、同法に基づく事務の一部を中核市が処理することとなることに伴い、当該事務を高槻市が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>2 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、同法に基づく事務の一部を中核市が処理することとする。</p> <p>施行日：平成31年4月1日 (福祉部と共管)</p>
4	大阪府職員基本条例一部改正の件	<p>寝屋川市の中核市移行に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく府費負担教職員の研修事務を同市が処理することとなるため、研修の規定については、同市が設置する学校の府費負担教職員には適用しないこととする。</p> <p>施行日：平成31年4月1日</p>
5	大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>寝屋川市の中核市移行に伴い、文化財保護法に基づく事務の一部を同市が処理することとなるため、同市が処理することとなる事務について、規定の整備を行う。</p> <p>施行日：平成31年4月1日</p>

6	大阪府立漕艇センター 条例一部改正の件	消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立漕艇センターの利用料金の上限額を改正する。 施行日：平成31年10月1日
7	大阪府立臨海スポーツ センター条例一部改正 の件	消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立臨海スポーツセンターの利用料金の上限額を改正する。 施行日：平成31年10月1日
8	大阪府立体育会館条例 一部改正の件	消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立体育会館の利用料金の上限額を改正する。 施行日：平成31年10月1日
9	大阪府立門真スポーツ センター条例一部改正 の件	消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立門真スポーツセンターの利用料金の上限額を改正する。 施行日：平成31年10月1日
10	大阪府立少年自然の家 条例一部改正の件	消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立少年自然の家の利用料金の上限額を改正する。 施行日：平成31年10月1日
11	大阪府立図書館条例一 部改正の件	1 消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立図書館の利用料金の上限額を改正する。 施行日：平成31年10月1日  2 大阪府立中央図書館において、利用されなくなった附帯設備等を廃止するため、利用料金を定める別表から、当該項目を削除する。 施行日：公布の日

12	大阪府受動喫煙防止条例制定の件	<p>受動喫煙による府民等の健康への悪影響を未然に防止し、府民等の健康で快適な生活を実現するため、受動喫煙の防止に係る措置について定める。</p> <p>(1) 府、府民等、保護者、多数の者が集まる施設の管理権原者の責務を定める。</p> <p>施行日：平成31年7月1日</p> <p>(2) 学校、病院等の第一種施設の管理権原者は、敷地内に特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならないものとする。</p> <p>施行日：平成32年4月1日</p> <p>(3) 従業員が勤務する飲食店等は、当該飲食店等の屋内に喫煙可能室を設けないよう努めなければならないものとする。</p> <p>施行日：平成34年4月1日</p> <p>(4) 飲食店等のうち客席の面積が30平方メートルを超えるものの屋内の場所では、喫煙専用室等以外の場所での喫煙を禁止する。</p> <p>施行日：平成37年4月1日</p>
13	大阪府青少年健全育成条例一部改正の件	<p>いわゆる「自撮り被害」の未然防止の観点から、何人に対しても、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めることを禁止するとともに、次のいずれかに該当する者に対する罰則を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を求めた者</li> <li>・ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を求めた者</li> </ul> <p>施行日：平成31年4月1日ほか</p>
14	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件	<p>人事院規則の改正に伴い、時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を人事委員会規則で定めることとする。</p> <p>施行日：平成31年4月1日</p>
15	職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件	<p>財政状況を踏まえ、職員の管理職手当の時限的減額を行う特例期間の終期を平成31年3月31日から平成32年3月31日に延長する。</p> <p>施行日：平成31年4月1日</p>

16	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等一部改正の件	<p>地方公務員法等の改正により、一般職非常勤職員について会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員に対し、期末手当を支給することとする等の改正を行う。</p> <p>施行日：平成32年4月1日ほか</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府立学校条例</li> </ul> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定の整備（引用条文の条ずれ是正）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ほか14条例</li> </ul> <p>施行日：平成32年4月1日ほか</p> <p>（総務部、警察本部共管）</p>
17	知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件	<p>財政状況を踏まえ、知事、副知事等の給料及び期末手当の時的減額を行う特例期間の終期を平成31年3月31日から平成32年3月31日に延長する。</p>
18	大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例一部改正の件	<p>条例の目的、基本理念等の対象者を、障害者に加え、生活困窮者等の就職が困難な者に拡大する。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職困難者と事業主との間に立って支援する法人等を障害者等の職場環境整備等支援組織として認定する。</li> <li>・公契約等の締結にあたり、障害者等の雇用の促進等と就労の支援に資する取組みを行っていることを勘案することとする。</li> <li>・顕彰の審査、障害者等の職場環境整備等支援組織の認定等については、あらかじめ障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会の意見を聴くこととする。</li> </ul> <p>施行日：平成31年4月1日</p>
19	大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例一部改正の件	<p>学校教育法施行規則の改正により、高等学校の教育課程における総合的な学習の時間が総合的な探究の時間に改められることに伴い、手話を習得することのできる機会の確保を図るために府が支援する教育活動に、総合的な探究の時間を追加する。</p> <p>施行日：平成31年4月1日</p>

20	大阪府安全なまちづくり条例一部改正の件	<p>特殊詐欺の根絶に向けた取組を推進するため、府、府民及び事業者等による総合的な対策等について定める。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年の育成に携わる者は、青少年が特殊詐欺に加担しないよう、指導、助言等を行うよう努めるものとする。</li> <li>・ 府民及び事業者は、特殊詐欺の被害に遭うおそれがある者の発見時等に警察官に通報するよう努めるものとする。</li> <li>・ 建物の貸付けをしようとする者は、契約において特殊詐欺の用に供するものではないことを書面により確認するとともに、特殊詐欺の用に供されることが判明したときは当該契約を解除等するよう努めるものとする。</li> <li>・ 個人情報取扱事業者は、第三者に個人情報データベース等を提供する際、運転免許証等の資料で本人確認を行うとともに、当該資料の写しを保存するよう努めるものとする。</li> </ul> <p>施行日：平成31年6月1日</p>
----	---------------------	--